

○小金井市消防団運営審議会条例

昭和37年10月22日条例第26号

改正

平成13年3月2日条例第11号

平成18年12月21日条例第39号

(設置)

第1条 本市は、消防団の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市消防団運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、消防団の運営に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 小金井市議会議員 3人

(3) 小金井市消防団長 1人

(4) 小金井市副市長 1人

(5) 関係行政機関の職員 1人

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は、退職するものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市長は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第11号）

この条例は、平成13年4月5日から施行する。

付 則（平成18年12月21日条例第39号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。